

**新潟市子ども条例啓発イベントを開催**

—みんなで守ろう子どもの権利！子どもの権利について考えよう—

「新潟市子ども条例」では11月を子どもの権利月間と定めています。

権利の主体となる子どもたちやすべてのおとなに子どもの権利について考えていただく機会として、イオンモール新潟亀田インター店において啓発イベントを行います。

また、11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間でもあることから、当日は本条例の周知のほか、児童虐待防止に関する周知もあわせて行います。

つきましては、下記のとおり実施しますで、広報活動にご協力をお願いいたします。

## 記

## 1. 実施概要

日時:令和6年11月3日(日) 午前10時から午後4時

会場:イオンモール新潟亀田インター店 1階マリンコート横  
(所在地:新潟市江南区下早通柳田1丁目1番1号)

<イベント内容>

- ・パンフレットや風船の配布
- ・ほのわちゃん・ここうさ・ここねこ・ペアるん・ミラるんの缶バッジ制作  
(アンケート回答者 100名限定)
- ・ほのわちゃん(10時・14時)、またはペアるん・ミラるん(正午・15時)とのグリーティング
- ・子ども条例に関するストラックアウトゲーム
- ・(体験ワーク)子どもの権利について考えてみよう など



昨年度のイベントの様子

## 2. その他

・当日の取材いただける場合は、【令和6年11月1日(金)12時まで】に下記担当までご連絡をお願いいたします。



イベント参加者には  
キャラクターグッズや景品を配布します



【問い合わせ先】  
新潟市こども未来部こども政策課  
担当:吉岡・阿達  
電話:025-226-1193(直通)